

次世代ヘルスケア産業協議会 新事業創出ワーキンググループ（第10回）-議事要旨

日時：平成30年12月12日（水曜日）10:00～12:00

場所：経済産業省本館17階 第1特別会議室

出席委員：

辻主査、秋山委員、荒井委員、池浦委員、泉委員、市原委員、鹿妻委員、加藤委員、木村委員、妙中委員、武久委員、中井委員、中川委員、山本委員、吉田委員（代理：松村）

政府出席者：

内閣官房健康・医療戦略室、厚生労働省健康局、厚生労働省老健局、農林水産省食料産業局、文部科学省スポーツ庁、国土交通省都市局、国土交通省住宅局、国土交通省観光庁

議題

- ・ 次世代ヘルスケア産業協議会及び新事業創出WGの今後の議論について
- ・ 次期健康・医療戦略に向けて
- ・ 委員からの報告

議事概要

【公的保険サービスと公的保険外サービスの連携／公的保険外サービスの品質評価と流通のあり方】

- ・ 消費者に適切なヘルスケア（公的保険外）サービスを提供するために、仲介者の参加が重要。ビジネスには、明確な基準があること、継続性があることなどが重要。
- ・ 非医療のヘルスケアソフトウェアの認証では、多くの方に使っていただけるような安全で客観的なものという趣旨で、3つの業界団体による協議会を作り、自己宣言による認証の仕組みを構築。
- ・ 必要な基準等にかかる教育を受けてもらい、実際に製品を出す際には、自己宣言の上でマークを付与している。認証の種類が多すぎると認知度が低下するので、種類は減らしたいが、最低限必要な分別機能は維持することが必要。
- ・ 流通や利用者に対するサービス提供事業者の認知度の向上が課題。また、消費者や仲介者にとって、何に価値を感じるか、どのような評価基準を置くかということを検討することも重要。
- ・ ガイドライン作りは有効であるが、すでにBtoCモデルとして流通している場合に、BtoBtoCモデルをどのように合わせていくのか調整が必要。
- ・ ガイドラインにおいて根拠の開示は重要だが、その根拠がいかなるものに基づくのかを消費者が確認できる情報の基準が必要。

- ・ガイドラインを作成した後、サービス事業者が適正なサービスを提供できているか等のガイドライン遵守状況をフォローアップすることが重要。
- ・ガイドラインのあり方を検討する上では、問題化しそうな公的保険外サービスを排除する機能に重点を置くべき。ガイドラインを示しても、ついていけない事業者が大多数になることが予想される。
- ・ガイドラインにおいては客観性が特に重要で、共通の物差しとなり、研究者の研究の根拠となるような標準的なエビデンスが必要。生活習慣病においては標準的なエビデンスを定めてデータを比較することが重要。
- ・エビデンスは手法を透明化した上で地域ごとに検証すべきであり、医師や介護事業者がエビデンスを根拠に選択し、その公的保険外サービスを消費者に紹介するという「社会的処方箋」が必要。
- ・利用者が一番に相談する医者や介護事業者が公的保険外サービスの情報を持つことが重要。利用者が検査等で自分自身の状態を認識した際に、その予防等のためにこのような公的保険外サービスがあるという情報を提供できる体制を構築することが必要。
- ・公的保険外サービス提供事業者は赤字では継続しないため、利益が出るサービスであるか示さないと採算が取れず撤退するという懸念がある。
- ・運動を継続している人とそうでない人の医療費の差といったデータが産業的にはインパクトがある。
- ・偏った一つの見方が流行することには注意しなければならないが、基礎的な不動の「基本原理」が必要。

【認知症予防・共生の官民プラットフォームの構築】

- ・一般常識に相当する基準を守るガイドラインを作成することが重要。
- ・日本の住宅には寒さなどの課題があり、住宅が健康寿命の延伸を阻害しているのではないかという意見がある。高齢者の居住環境に関連するエビデンスや施策も必要。
- ・メディカルフードなどの中間領域に関する検討が必要。消費者からは自分の判断で買いたいという意見もあり、その点にも考慮が必要。
- ・認知症のソリューションの中にロボットと ICT、人材育成を追加する必要がある。
- ・フレイルは認知症の大きなリスク因子。従来の疾病とは異なり身体だけではなく社会的な部分も大きな病態なので、フレイル予防が認知症の解決に貢献する。

お問合せ先

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

電話：03-3501-1790

FAX：03-3501-0315